

## 伊万里・有田消防組合職員の懲戒処分等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項及び伊万里・有田消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成26年条例第15号）第5条の規定に基づく懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意（以下「懲戒処分等」という。）の措置について、その基準及び懲戒等事由の審査等に関する事項を定め、職員の懲戒処分等が厳正かつ公正に行われるよう基準を定めるものとする。

(懲戒処分等)

第2条 職員が行った行為が、別表第1に掲げる非違行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、公務内外に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該非違行為に応じ同表に掲げる懲戒処分の種類のうちいずれかの種類の処分（懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。

2 訓告及び嚴重注意の措置は、前項の懲戒処分に至らない程度の行為に対し反省を促し、職員の資質の向上と業務の遂行の改善に資するため、文書により行うものとする。

(非違行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第3条 職員が別表第1に掲げる非違行為に該当する行為を二以上行ったときは、当該職員に対し、当該非違行為に応じ同表に掲げるそれぞれの懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。

(情状等による加重)

第4条 懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、前2条に規定する懲戒処分よりも重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は結果が極めて重大であるとき。
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。
- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。

(4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定により重い懲戒処分を行うときは、別表1に掲げる非違行為に応じ同表に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い処分を行う。この場合において当該処分が戒告の場合にあつては減給に、減給の場合にあつては停職に、停職の場合にあつては免職とする。

(情状等による軽減)

第5条 懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

(1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

(2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

2 前項の規定に基づき、第2条又は第3条の規定により行う処分より軽い懲戒処分を行うときは、別表第1に掲げる非違行為に応じ同表に掲げる懲戒処分とする。ただし、懲戒処分の種類が一である場合は、当該種類の懲戒処分とするが、停職の場合にあつては減給に、減給の場合にあつては戒告とすることを原則とする。

3 第2条から第4条及び前2項の規定にかかわらず、職員が行った行為が別表第1に掲げる非違行為に該当する場合において、当該職員が行った当該非違行為の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分を行わないことができる。

4 前項の規定を適用する場合は、原則として当該非違行為に応じ同表に掲げる懲戒処分の種類に戒告が含まれているときに限るものとする。

(別表に掲げられていない行為の取扱い)

第6条 職員が行った行為が法第29条第1項各号に該当する場合であつて別表第1に掲げる非違行為に該当しないときは、同表に掲げる非違行為に対する懲戒処分の取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分を決定するものとする。

(非違行為の上申)

第7条 所属長は、職員の行為がこの要綱に定める事由に該当すると認めるとき、又は職員から交通事故等の報告を受けたときは、その事実を調査するとともに直ちに当該職員からてん末書を徴し、非違行為上申書(様式第1号)により、速や

かに総務課長を経由し、任命権者に上申しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第8条 職員に対する懲戒処分の公正を期するため、伊万里・有田消防組合職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、任命権者の命により、職員の懲戒事案について法第29条第1項各号に掲げる場合に該当するか否か、処分の種類及び程度並びにその他懲戒事案に関する事項を審議し提言するものとする。

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は次長とし、委員は消防本部の課長及び消防署長の職にある者をもって充てる。ただし、任命権者が特に必要があると認めるときは、別に委員を任命することができる。

5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議を主宰する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議等)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議のため必要があるときは、関係職員その他の関係者を委員会に出席させて、意見、事情の説明及び必要な資料の提出をさせることができる。

5 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案については、その議事に参与することができない。

(公表)

第10条 任命権者が法第29条第1項に基づく懲戒処分を行った場合は、公表するものとする。

2 公表対象は、法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）とする。

3 公表の内容は、被処分者の所属等、職階、年齢、処分内容、事案の概要及び処分年月日とする。ただし、関係機関から先に被処分者の氏名等が公表されている場合は、氏名を公表することができるものとする。

4 公表の例外は、被害者及びその関係者のプライバシー等への配慮が必要な事案

又は被害者若しくはその保護者等が公表を望まない場合には、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

5 公表の方法は、伊万里・有田消防組合の掲示板に掲示する方法、その他適宜の方法により行うものとする。

6 公表は、懲戒処分を行った後速やかに公表するものとする。

(庶務)

第11条 この懲戒処分等実施についての事務は、総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。